

新宮町告示第90号

令和2年第4回新宮町議会定例会を次のとおり招集する

令和2年11月27日

新宮町長 長崎 武利

1 期 日 令和2年12月4日

2 場 所 新宮町議会議事堂

---

○開会日に応招した議員

安武久美子君	温水 眞君
末吉富美徳君	濱田 幸君
上畝地白馬君	大牟田直人君
高木 義輔君	北崎 和博君
横大路政之君	松井 和行君
牧野真紀子君	

---

○12月4日に応招した議員

安武久美子君	温水 眞君
末吉富美徳君	濱田 幸君
上畝地白馬君	大牟田直人君
高木 義輔君	北崎 和博君
横大路政之君	松井 和行君
牧野真紀子君	

---

○12月7日に応招した議員

安武久美子君	温水 眞君
末吉富美徳君	濱田 幸君
上畝地白馬君	大牟田直人君
高木 義輔君	北崎 和博君
横大路政之君	松井 和行君
牧野真紀子君	

---

○12月15日に応招した議員

安武久美子君

末吉富美徳君

上畝地白馬君

高木 義輔君

横大路政之君

牧野真紀子君

温水 眞君

濱田 幸君

大牟田直人君

北崎 和博君

松井 和行君

---

○応招しなかった議員

西 健太郎君

---

議事日程(第1号)

令和2年12月4日 午前9時30分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 第115号議案 新宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 第116号議案 新宮町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 第117号議案 相島観光交流拠点施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 第118号議案 令和2年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について
- 日程第7 第119号議案 令和2年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第8 第120号議案 令和2年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第9 第121号議案 令和2年度新宮町相島診療所事業会計補正予算について
- 日程第10 第122号議案 令和2年度新宮町水道事業会計補正予算について
- 日程第11 第123号議案 令和2年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について
- 日程第12 第124号議案 令和2年度新宮町一般会計補正予算について
- 日程第13 第125号議案 工事請負契約の変更について(相島第2ダム改修工事)
- 日程第14 第126号議案 新宮町立相島保育所の指定管理者の指定について
- 日程第15 第127号議案 福工大前駅自転車駐車場の指定管理者の指定について
- 日程第16 第128号議案 相島観光交流拠点施設の指定管理者の指定について
- 日程第17 第129号議案 新宮町農産物直販所の指定管理者の指定について
- 日程第18 第130号議案 相島災害時援助施設の指定管理者の指定について
- 日程第19 第131号議案 本町区域内における福岡市道の設置に関する協議について
- 日程第20 報告第21号 新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について
- 日程第21 報告第22号 令和2年度定期監査の結果について
- 日程第22 報告第23号 例月出納検査結果報告について
-

## 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 第115号議案 新宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 第116号議案 新宮町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 第117号議案 相島観光交流拠点施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 第118号議案 令和2年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について
- 日程第7 第119号議案 令和2年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第8 第120号議案 令和2年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第9 第121号議案 令和2年度新宮町相島診療所事業会計補正予算について
- 日程第10 第122号議案 令和2年度新宮町水道事業会計補正予算について
- 日程第11 第123号議案 令和2年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について
- 日程第12 第124号議案 令和2年度新宮町一般会計補正予算について
- 日程第13 第125号議案 工事請負契約の変更について（相島第2ダム改修工事）
- 日程第14 第126号議案 新宮町立相島保育所の指定管理者の指定について
- 日程第15 第127号議案 福工大前駅自転車駐車場の指定管理者の指定について
- 日程第16 第128号議案 相島観光交流拠点施設の指定管理者の指定について
- 日程第17 第129号議案 新宮町農産物直販所の指定管理者の指定について
- 日程第18 第130号議案 相島災害時援助施設の指定管理者の指定について
- 日程第19 第131号議案 本町区域内における福岡市道の設置に関する協議について
- 日程第20 報告第21号 新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について
- 日程第21 報告第22号 令和2年度定期監査の結果について
- 日程第22 報告第23号 例月出納検査結果報告について

---

## 出席議員（11名）

- |     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1 番 | 安武久美子君 | 2 番 | 温水 眞君  |
| 3 番 | 末吉富美徳君 | 4 番 | 濱田 幸君  |
| 5 番 | 上畝地白馬君 | 7 番 | 大牟田直人君 |
| 8 番 | 高木 義輔君 | 9 番 | 北崎 和博君 |

10番 横大路政之君

11番 松井 和行君

12番 牧野真紀子君

---

欠席議員（1名）

6番 西 健太郎君

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 …………… 井上 和広君      議会事務局主幹 …………… 桐島美佐子君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	長崎 武利君	副町長 ……………	吉村 隆信君
副町長 ……………	福田 猛君	教育長 ……………	宮川 優子君
総務課長 ……………	太田 達也君	地域協働課長 ……………	片山 勇二君
政策経営課長 ……………	阿部 宏紀君	税務課長 ……………	高橋 忠久君
住民課長 ……………	大原 稲子君	健康福祉課長 ……………	山口 望美君
子育て支援課長 ……………	藤木 恵介君	産業振興課長 ……………	高木 昭典君
環境課長 ……………	安河内正路君	都市整備課長 ……………	桐島 光昭君
上下水道課長 ……………	本田陽一郎君	会計管理者 ……………	末永富士美君
学校教育課長 ……………	森 和也君	社会教育課長 ……………	西田 大輔君
代表監査委員 ……………	吉田 雅文君		

---

午前9時30分開議

○議会事務局長(井上 和広君) 起立、礼、おはようございます。ご着席ください。

○議長(牧野 真紀子君) おはようございます。

ただいまから、令和2年第4回新宮町議会定例会を開会いたします。

ご報告いたします。6番、西健太郎議員より本定例会の欠席届が提出されております。

それでは配付の日程表により、直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長(牧野 真紀子君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番、横大路政之議員、11番、松井和行議員、事故に備えて1番、安武久美子議員を指名いたします。

---

## 日程第2. 会期決定の件について

○議長(牧野 真紀子君) 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。今期、定例会の会期は本日から12月15日までの12日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月15日までの12日間と決定いたしました。

会期中の日程は、別に配付いたしております会期日程表のとおりですので、議員並びに執行部のご協力をお願いいたします。

議案の審議に入ります前に、招集されました町長にあいさつをお願いいたします。

町長。

○町長(長崎 武利君) 皆様、おはようございます。

本日ここに、令和2年第4回新宮町議会定例会を招集いたしましたところ、ご多用の中、議員の皆様のご出席をいただきありがとうございます。

令和2年を振り返ってみますと、新型コロナウイルス感染症の影響により、緊急事態宣言がなされ、東京オリンピックは来年に延期をされ、町立小・中学校の臨時休業のため、卒業式や入学式、夏休みも例年とは違う形となりました。外出の自粛要請により、ゴールデンウィーク期間中はさまざまなイベントが中止され、人の動きが少なく、観光や経済に大きな影響を与えることとなりました。新宮町における感染者は、累計28人となっています。感染症拡大防止のためのマスク着用、手洗いや人と人との距離をとるなど、新しい生活様式の定着を進めてまいりたいと思っております。

自然災害につきましては、地球温暖化の影響のためか、今年も梅雨時期や台風の影響による豪雨や暴風が各地を襲いました。亡くなられた方々、ご遺族に謹んでお悔やみを申し上げますとともに被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。また、記録的な猛暑の夏でもあり、屋内での熱中症も数多く発生をしました。

そのような状況の中、リーマンショック以上と言われる経済の落ち込みは、失業者や生活保護者の増加を招くこととなりました。緊急事態宣言終了後から自粛要請の緩和を受け、社会経済活動の再開とともに徐々に回復の兆しを見せておるようでございますが、以前の生活を取り戻すにはもう少し時間がかかると思われまます。

第3波とともにインフルエンザにも注意しながら、皆様とともに頑張ってまいりたいと思います。

海外におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響は大きく、世界各地でロックダウンが実施され、国と国とのかかわりが停滞し、各国内の復興に時間が費やされました。また、アメリカ合衆国大統領選につきましては、バイデン氏の勝利宣言が行なわれましたが、いまだに混乱が続いており、今後の国際情勢にどのような影響をもたらすか注目が集まっております。

国内では、安倍首相の辞任により、菅内閣がスタートをし、新たな指導者のもと新型コロナウイルス感染症対策、経済再生のための施策が進められており、新政権の評価、衆議院の解散なども気になるところでございます。

さて、本町の近況でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、11月3日恒例のまつり新宮は中止とさせていただきました。その他、地域の魅力発信のため、地域の方々が中心となり実施されています各種のイベントも開催が見送られているところでございます。また、台風9号により被災しました相島漁港沖防波堤につきましては、補助事業として災害復旧工事を実施していくため、国との協議を行っております。今後も、新宮町がさらに進化する町であり続けるよう、議員の皆様のご協力をよろしくお願いをいたしたいと思っております。

それでは、本日提案しております議案は、条例の改正3件、令和2年度補正予算7件、契約・認定等7件、計17議案。諸報告3件となっております。なお、最終日には追加議案を予定しております。よろしくご審議いただきまして、ご議決くださいますようよろしくお願いをいたしまして、議会招集のあいさつとさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長(牧野 真紀子君) これより議案の審議に入ります。

---

### 日程第3. 第115号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第3、第115号議案、新宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長(大原 稲子君) おはようございます。

第115号議案、新宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

改正の主な理由としまして、地方税法施行令の一部を改正する政令による基礎控除額相当分の基準額を43万円に引き上げる等の改正に伴いまして、国民健康保険税の減額に係る所得の基準等の改正のため、新宮町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正内容の説明をいたします。

3ページをお願いします。新旧対照表を用いてご説明いたします。第5条の2、国民健康保険税の被保険者に係る世帯別平等割額、第3号、特定継続世帯の平等割額2万2,250円を2万2,500円に改めるものでございます。第23条、国民健康保険税の減額。4ページをお願いいたします。第1号、ここからが国民健康保険税の低所得者に係る減額の条文となり、第1号は7割軽減に該当する世帯となります。改正前、総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円を超えない世帯、43万円に引き上げるとともに、その世帯に国民健康保険被保険者及び特定同一世帯所属者のうち、給与所得及び公的年金等に係る所得を有する方が2人以上いらっしゃれば、その人数から1を減じた数に10万円を乗じて得た額と43万円の合算額を超えない世帯に改めるものでございます。

5ページをお願いします。第2号、5割軽減に該当する世帯、第3号の2割軽減に該当する世帯につきましても、先ほどと同様の軽減判定所得に改めるものでございます。

6ページをお願いします。附則第2項中、所得税法（昭和40年法律第33号）を所得税法に改め、同条中、法第703条の5に規定する総所得金額に及び山林所得金額を加え、公的年金等所得を有する65歳以上の方についての国民健康保険税の減額規定の適用は、110万円に15万円を加えた125万円に改めるものです。

2ページにお戻りください。附則といたしまして、この条例は令和3年1月1日から施行する。ただし、第5条の2、第3号の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。適用区分は、この条例による改正後の新宮町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものです。以上で説明を終わります。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第115号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長(牧野 真紀子君) 全員賛成と認め、第115号議案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4. 第116号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第4、第116号議案、新宮町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

環境課長。

○環境課長(安河内 正路君) 第116号議案、新宮町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

提案理由といたしまして、町営住宅の建築に伴い、新住宅の名称を定めるとともに、町営住宅の共同施設として位置づけられている駐車場の使用等について新たに規定するため、条例の一部を改正するもので、議会の議決を求めるものでございます。

次のページ、1ページから5ページまでは、改正条文と附則となっております。主な改正点を参考資料の新旧対照表で説明いたします。

6ページ、7ページをお願いいたします。第1条による改正でございます。まず、6ページの上段、第3条第2項に、第4号として、新たに新団地の名称と位置を加えるものです。新団地の名称を緑ヶ浜団地とし、位置は緑ヶ浜2丁目30番1号と30番2号です。6ページ下段、第6条第1項第2号から8ページ中段までの第6条第2項は、漢字で障害と表記しているものを害の字を平仮名で表記しまして、また、平仮名の「もの」を漢字のもの「者」に改正するものです。

次に8ページ、9ページをお願いします。8ページ中段の第6条第3項追加する改正規定ですが、新団地である緑ヶ浜団地は、車いすに対応した仕様の住戸を2戸つくっておりますので、その障がい者専用住戸に入居できる者の条件を定めるものです。次に、8ページ下段、第21条第2項及び第39条中、き損の「き」の字を平仮名から漢字に改正するものです。第1条による改正は、以上のとおりです。

ここで4ページをお願いいたします。4ページ下段でございますが、附則といたしまして、この条例中第1条は、公布の日から施行するものです。

続きまして9ページをお願いいたします。第2条による改正です。まず、目次のところですが、もともと第5章として補足がありましたが、この補足を第6章とし、第5章として新たに駐車場の管理についてを加えるものです。次に、第3条第2項の改正規定ですが、これは第1号に規定する雲雀ヶ丘団地を削り、それ以降の号を繰り上げるものです。

ここで4ページをお願いいたします。4ページ1番下の段でございますが、附則といたしまして、この第3条第2号の改正規定は、令和4年3月31日から施行するものです。

再び9ページにお戻りください。第5章として、新たに駐車場の管理を加えるものです。公営住宅法において、駐車場は共同施設として位置づけられ、整備に関して事業主に努力義務が課されていますが、町が整備及び管理する駐車場について新たに規定するものです。また、これまで駐車場の使用料を徴収していませんでしたが、町営住宅を占有することによる受益に対する負担、町営住宅に入居できない町民との公正性を考慮し、令和3年6月から使用料を徴収するものです。構成といたしましては、使用者の資格、申し込みなどの手続きに関する規定等について定めてお

ります。

続きまして、11ページをお願いいたします。第52条、使用料につきましては規則で定めることにしております。

4ページをお願いいたします。4ページ下から2行目の後段の行になりますけども、附則といたしまして第2条の規定、これは駐車場の管理などについてでございますが、令和3年6月1日から施行するものです。

5ページをお願いいたします。附則といたしまして、経過措置を定めております。

以上で説明を終わります。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。北崎議員。

○議員(9番 北崎 和博君) はい。4ページとかにあるんですけども、敷金とかいうのを保証金に読み変えると。あと家賃とかいうのは使用料ということで、これすべての町営住宅に該当するんですね。6月1日からの開始ということであれば、これもすべての町営住宅の契約をやりかえるというふうに受けとめてよろしいのでしょうか。

○議長(牧野 真紀子君) 環境課長。

○環境課長(安河内 正路君) はい。お答えいたします。令和3年6月1日から町営住宅が3つございますけども、すべての町営住宅において駐車場使用料を徴収するというところでございます。以上です。

○議長(牧野 真紀子君) よろしいですか。北崎議員。

○議員(9番 北崎 和博君) これあれですかね。駐車場のみのことなんですかね。家賃とかいうのは、使用料に改めるのではないんですかね。

○議長(牧野 真紀子君) 環境課長。

○環境課長(安河内 正路君) はい、お答えいたします。これは駐車場使用料のみについてでございます。以上です。

○議長(牧野 真紀子君) よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第116号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長(牧野 真紀子君) 全員賛成と認め、第116号議案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第5. 第117号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第5、第117号議案、相島観光交流拠点施設設置及び管理に関する

る条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長(高木 昭典君) おはようございます。

117号議案、相島観光交流拠点施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

理由といたしまして、相島の観光の振興と地域の活性化を目的として設置している相島観光交流拠点施設について、物産等の展示販売及び2階の食事提供のためのスペースを施設の利用許可スペースと位置付けて管理運営を行っていくこと、施設の休館日の追加及び開館時間を整理することを目的として、相島観光交流拠点施設設置及び管理に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

本件につきましては、平成29年に制定した本条について、運営状況や渡船のダイヤ改正などを鑑み、管理運営の整理を行うため所要の改正を行うものです。

1ページをお願いいたします。第4条第1項第1号中、開館時間を「4月1日から9月30日まで」を「3月1日から10月31日まで」、同項第2号中「10月1日から翌年3月31日まで」を「11月1日から翌年2月末日まで」に改め、同条第2項中の休館日「1月1日及び12月31日」を「1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで」に改めます。また、8条中「食事の提供を目的として拠点施設内の食堂スペース及び附属設備」を「物産等の販売又は食事の提供を目的として拠点施設」に改めます。さらに、第11条における別表、利用料金を表のとおり改め、電気、水道、下水道、ガス等を含んだ金額といたします。附則として、この条例は令和3年4月1日から施行する。

2ページに新旧対照表をつけておりますので、ご参照ください。以上でございます。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。北崎議員。

○議員(9番 北崎 和博君) はい。2ページのところなんですけども、現在の別表上の家賃とか、新しく今度改正後の家賃が書いてありますけども、ちょっとこれだけ見ると、今、要は現在がどれくらいか、家賃がどれくらいで、水道光熱費がどれくらいかというのがちょっとわからないんですね。それと、今現時点の1階の食堂スペースは、賃貸か何かしてあると思うんですが、どのように契約してあるのかというのがちょっとわからないですよね。2階とかの物販のところはどういうふうになっているかっていうのがちょっとわからないんですけど、そのところの説明をしていただけますか。

○議長(牧野 真紀子君) 産業振興課長。

○産業振興課長(高木 昭典君) はい。現在の食堂スペースの状況ですけども、今、1階のほうで

すけども40万円の内訳といたしまして、大体、家賃と電気代とか上下水道代金を合わせて、これが今60万円のほういただいております。食堂だけですね。そのほかにつきましては、当時29年中におきましてはおもてなし協会が管理するというので、もうその辺は、こういうふうなスペース上の金額、家賃というのを定めておりませんでしたので、今回改めることとなりますので、現時点では2階の食堂スペースと物産等のスペースについては家賃が発生していないという状況でございます。以上でございます。

○議長(牧野 真紀子君) はい、北崎議員。

○議員(9番 北崎 和博君) はい。1階の食堂スペース、地元の方が使われてるんですけども、これについては今度新しい改正については了解をいただいているのかというのが1点。それと、ほかのところのスペースは、現在は賃貸していないと。今後、改正すれば、要は賃貸をして、これを上限に貸せるようになるというふうな受けとめてよろしいのでしょうか。

○議長(牧野 真紀子君) 産業振興課長。

○産業振興課長(高木 昭典君) はい。お答えいたします。現在の食堂スペースについては、おもてなし協会が管理者になっていますので、その協定の中で家賃のほうを収受するようにしておりますので、その辺の部分は変わりませんので、了解のほうは得ているという状況でございます。

今後、もしほかの企業が入ってくる場合、2階スペースを一般の方がされるということもありうると、その際には60万円が年間ですね、かかってくるというような形になるかと思えます。以上です。

○議長(牧野 真紀子君) よろしいですか。はい、ほかにございせんか。

はい、横大路議員。

○議員(10番 横大路 政之君) はい、同じく賃料にかかわることでお尋ねをしたいと思うんですが、後ほどこの指定管理に関する議案が出てきますので、今現在、おもてなし協会が指定管理者として管理してあるわけですが、今のやり方からすると、指定管理料じゃないか、すみません。賃料収入っていうのは、指定管理者の収入として一般的に取り扱われると思うんですが、これを条例改正によって60万円の家賃が発生する、おもてなし協会が運営してますからおもてなし協会が負担すると。しかも収受者、要するに受け取る側もおもてなし協会ということになるかと思うんですね、今現状ではですね。そうすると、会計処理としてどのようなやり方をされるのかちょっとご説明いただきたいんですけど。

○議長(牧野 真紀子君) 産業振興課長。

○産業振興課長(高木 昭典君) はい。この辺もおもてなし協会と今から細かいところは詰めていくんですけども、テナントとしてのおもてなし協会がございまして。それから、また管理するおもてなし協会がございまして、テナントはおもてなし協会に払うという形になります。そちら、

おもてなし協会のテナントは支払うほうですね。おもてなし協会管理者としては、収入ということであがってくると思います。以上です。

○議長(牧野 真紀子君) 横大路議員。

○議員(10番 横大路 政之君) はい。そうしますと、今現在おもてなし協会の会計処理に関しては、我々議会としては全くわかんないんですが、今度指定管理者として、要するに内部処理の状態になるわけですよね。そうすると、どういうやり方で処理をされておるのかっていうのは、我々議会としては全くあずかり知らん中で行われていく状態になりますので、その辺の要するに指定管理者の収入としてのやはり会計処理は、やっぱり議会に明確に示していただかんといかんですね。その指定管理に関する部分についてはですね。だから、その辺をどういうふうに今後、報告されるのか。議会として、どういうふうに把握できるのか、見通しについてお尋ねしたい。

○議長(牧野 真紀子君) 産業振興課長。

○産業振興課長(高木 昭典君) はい。町といたしましても、おもてなし協会の総会資料等を確認しながら、この辺の収入、支出がきちんとあがっているか、その辺も確認しながらいきたいと思います。議会のほうに対して、その辺の確認の仕方っていうのは今からちょっとうちのほうの資料がありますので、その辺を出せるところは出していきたくと思いますのでよろしく願います。

○議長(牧野 真紀子君) 横大路議員。

○議員(10番 横大路 政之君) いずれにしても、指定管理に関する部分については、明確にやはり議会に報告をしていただく必要があると思いますので、それは申し添えておきたいと思います。以上です。

○議長(牧野 真紀子君) はい。ほかにございませんか。

いいですか、吉村副町長。

○副町長(吉村 隆信君) はい。今の説明について補足いたします。

今まで指定管理者は、利用料金、使用料を利用料金として、本来町がもらうべき使用料を利用料金として直接、収納することができるようになっております。今までは利用料金として、その分で収入する場合は、だから指定管理料を支払っていなかったのが今までの物産館。それは何で運営していたかと言いますと、そこの光熱水費とかは売り上げ、テナントの売り上げで相殺していたということですが、これは指定管理という制度ですので、売り上げが多かろうと少なかろうと、それは切り離して、それはおもてなし協会の事業でございまして、それを切り離してテナントの維持管理に係る収入と支出、それを明確にするために今回改正しているという形にしております。ですから、例えば今までは売り上げが多かったから、使用料を払っていなかったけど、例えば今年はほとんど売り上げがないので、大きな赤字が出ていると。そういうことがないよう

に、ですから今度は指定管理料は、きちっと必要額からこの収入見込み額を引いた金額を指定管理料として、多少差額が出てくればそこはお支払いするというような形に形態を変更したということでございます。以上です。

○議長(牧野 真紀子君) はい、ほかにございませんか。はい、横大路議員。

○議員(10番 横大路 政之君) 今の髙木課長の説明では、収支に関しては議会に報告をしたいと、この賃料に関してですよ。いうことで答弁されたんですが、吉村副町長の話は要するにそのそれは補足として、要するに報告をする必要性があるのかないのかっていう意味からすると、どういう補足説明だったんですかね。

○議長(牧野 真紀子君) 吉村副町長。

○副町長(吉村 隆信君) はい、すいません。補足っていう形でいけば、肯定するような話になりますけども、そのこの部分は指定管理の協定を結ぶ段階で、もう処理済みということになるので、それは相殺してその収入を見込んだ後に、必要額をこれぐらいの維持管理費がいるということで、その差額をお互い双方合意して契約する、いわゆる委託契約みたいな形になりますので、そこで多少の差額があってもそれはもう契約ですでに成立していると。ただ、年割額については、年度協定の中で修正ができるようになっていると。ですから、そういうことから言えば、ほかの指定管理者の制度と一緒に、個別に収支は報告することはないということでございます。以上です。

○議長(牧野 真紀子君) よろしいですか。ほかにご質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) それでは、質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第117号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長(牧野 真紀子君) 全員賛成と認め、第117号議案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6. 第118号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第6、第118号議案、令和2年度新宮町渡船事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長(髙木 昭典君) 第118号議案、令和2年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について説明いたします。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ549万円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,514万6,000円とするものでございます。

歳出予算から説明いたします。10ページ、11ページをお願いいたします。

1款1項1目事務費3節の職員手当等ですが、新型コロナウイルス感染予防に伴う船内消毒作業の増加による時間外勤務手当の計上です。1款2項1目事業費18節備品購入費539万円ですが、新宮、相島両待合所に設置している券売機について、新型コロナウイルス感染防止対策のため、電子マネー決済対応の券売機を購入するものです。

次に、歳入予算について説明いたします。8、9ページをお願いいたします。

4款1項1目1節一般会計繰入金539万円、5款1項1目1節繰越金10万円については、収支調整となります。

以上で説明を終わります。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。大牟田議員。

○議員(7番 大牟田 直人君) 質問します。電子マネー対応ということですが、具体的にはどんな電子マネーに対応しているんですか。

○議長(牧野 真紀子君) 産業振興課長。

○産業振興課長(高木 昭典君) はい。まだ確定ではございませんが、今のところnimokaとか sugocaなどの交通IC系のもの。例えば流通系の、例えばWAONとか、そういうのもできる限りちょっと広いところで決済のほうできるようにしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長(牧野 真紀子君) よろしいですか。はい、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第118号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長(牧野 真紀子君) 全員賛成と認め、第118号議案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第7. 第119号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第7、第119号議案、令和2年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長(大原 稲子君) 第119号議案、令和2年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算に

ついでご説明いたします。

1 ページをお願いします。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ127万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億9,888万2,000円とするものでございます。

歳出のほうから説明いたします。10、11ページをお願いします。

1款1項1目一般管理費につきましては、3節職員手当等9万円を計上しております。時間外勤務手当を増額するものです。同じく13節委託料、システム改修委託料6万1,000円を計上しております。国保事業の報告システムの改修費用です。特定財源といたしまして、5款1項1目繰入金、2目職員給与費等繰入金を充てるものでございます。6款1項1目23節償還金利息及び割引料112万円を計上しております。遡及して、社会保険に加入されたり、住民税の申告をされたことなどにより、国民健康保険税が減額更正となり、当初の見込み以上の還付金が発生したためでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。8、9ページをお願いします。

特定財源につきましては、説明を省略させていただきます。6款1項1目1節前年度繰越金で収支調整しております。7款2項1目1節雑入、5万8,000円を計上しております。国保事業費納付金で、令和元年度分の退職被保険者納付金が返還されております。

以上で説明を終わります。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第119号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長(牧野 真紀子君) 全員賛成と認め、第119号議案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第8. 第120号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第8、第120号議案、令和2年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長(大原 稲子君) 第120号議案、令和2年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明いたします。

1 ページをお願いします。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ92万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,541万円とするものでございます。

歳出のほうから説明いたします。10、11ページをお願いします。

1款1項1目一般管理費3節職員手当等38万2,000円を計上しております。時間外勤務手当を増額するものです。13節委託料、システム改修委託料108万4,000円。住民税の基礎控除額改正に伴うシステム改修を行うものです。2款1項1目19節負担金補助及び交付金、後期高齢者医療広域連合納付金マイナス67万7,000円。令和2年度事務費負担金の確定によるものです。

次に、歳入についてご説明いたします。8、9ページをお願いします。

4款1項1目1節繰越金、前年度繰越金で収支調整しております。

以上で説明を終わります。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第120号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長(牧野 真紀子君) 全員賛成と認め、第120号議案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第9. 第121号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第9、第121号議案、令和2年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長(山口 望美君) 第121号議案、令和2年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について説明をいたします。

最初に歳出から説明をいたします。10、11ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費のうち、12節郵便振替手数料につきましては、漁協の金融機関部分が1月末に廃止になられるということで、診療報酬等の公金を今まで漁協さんをお願いしていたものを、郵便局から送金をするための振替手数料が発生するということで、今回上げさせていただいております。同じく一般管理費、備品購入費ですけれども、こちらは新型コロナウイルス

ス感染防止のために、診療所入口で体温測定を行うための機器と空気清浄機を2台購入するものです。こちらの特定財源といたしまして、2款1項1目医療機関薬局等における感染拡大防止等支援事業費補助金100万円のうちの96万9,000円を充てるものでございます。この医療機関薬局等における感染拡大防止等支援事業につきましては、院内の感染拡大を防ぎながら地域で必要な医療を提供できるようにということで、感染拡大防止の取り組みについて助成されるもので、相島診療所におきましては100万円が上限とされております。

続きまして、2款医療費でございますが、1項1目医療用機械器具費の備品購入3万9,000円につきましては、相島診療所におきましても、PCR検査ができるように申請をいたしましたので、PCR検査キットを保管するための冷凍庫を購入するものでございます。こちらも特定財源といたしまして、先ほどの医療機関薬局等における感染拡大防止等支援事業費補助金の残りの3万1,000円を充当させていただきます。次に、2目の医療用衛生材料費は、新型コロナウイルス対策で島外にかかりつけ医のある患者さんの診療等を診療所で行いましたので、医薬材料費等が年度当初、増えまして、このままでいきますと年度末までもたないだろうということで、98万円医薬材料費を増額させていただきました。同じく委託料ですけれども、こちらは医療用廃棄物の処理委託料で、こちら当初予定しておりましたよりも1回分ほど廃棄物がふえたということで、医療用廃棄物1回分処理料を増額とさせていただきます。

次に歳入の説明をさせていただきます。8、9ページをお願いいたします。

特定財源で説明した分については省略させていただきます。4款1項1目繰越金につきましては、収支調整でございます。

説明は以上でございます。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。大牟田議員。

○議員(7番 大牟田 直人君) はい。じゃあ質問させていただきます。歳出の1款1項1目18節施設備品購入費の中で体温計と空気清浄機を購入されるということですけど、体温計はどんなやつかっていうことと、空気清浄機はどこに置かれるのかっていうのを教えてください。それともう1点。PCR検査キット用の冷凍庫を購入されて、これどのぐらいの規模、何人分ぐらい一度にとか、冷凍保存できるのかっていうのをお聞かせください。

○議長(牧野 真紀子君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(山口 望美君) はい。お答えいたします。まず体温測定につきましては、体表面温度を測定するタイプのものでございまして、お店とかでもしかしたら置いてあるところもあるかと思うんですけども、カメラに顔を近づけるとピット体温が出る。玄関の役場にあるやつはたくさんの方を計れるんですけども、お1人お1人計る小さなタイプのものになります。それと空気清浄機につきましては、待合室と診察室の2か所に設置する予定としております。それと

冷凍庫につきましては、PCR検査キットはそれほど大きいものではございませんので、今まで冷凍できる薬剤保管庫がございましたので、それを保管する意味で、小さな通常の冷凍庫でございます。なので、今話題になっているワクチンのマイナス70度とか、ああいうものに対応するものではございません。以上です。

○議長(牧野 真紀子君) よろしいですか。はい、ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第121号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長(牧野 真紀子君) 全員賛成と認め、第121号議案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第10. 第122号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第10、第122号議案、令和2年度新宮町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長(本田 陽一郎君) 第122号議案、令和2年度新宮町水道事業会計補正予算について、ご説明いたします。

1ページ目をお願いいたします。

収益的収入及び支出、第2条、令和2年度水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものです。支出、第1款水道事業費用、補正予算額104万9,000円を減額し、合計の7億2,901万円とするものです。次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。第3条、予算第7条に定めた経費の金額を、次のとおり補正するものです。職員給与費、補正予算額123万4,000円を減額し、合計の5,481万1,000円とするものです。

8ページ目、9ページ目をお願いいたします。

収益的収入及び支出、支出の説明をいたします。1款1項3目総係費の104万9,000円の減の主なもの、職員の育休期間の延長とそれに伴う育休代替臨時職員の採用による給与や手当等の増減と、委託料と使用料の増は、新宮相島漁業協同組合の金融業務終了に伴い、福岡県信漁連からの口座振替取扱追加に伴う水道料金システム改修と、口座振替システム使用料の増を補正するものでございます。

4ページ目に、給与費明細書を添付しておりますので、ご参照ください。以上で説明を終わり

ます。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第122号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長(牧野 真紀子君) 全員賛成と認め、第122号議案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第11. 第123号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第11、第123号議案、令和2年度新宮町公共下水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長(本田 陽一郎君) 第123号議案、令和2年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について、ご説明いたします。

1ページ目をお願いいたします。

収益的収入及び支出、第2条、令和2年度公共下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものです。支出、第1款下水道事業費用、補正予算額849万1,000円を増額し、合計の9億1,711万2,000円とするものです。債務負担行為、第3条、予算第5条に定めた債務負担行為の予定額を次のとおり補正するものです。今回の補正は、受益者負担金システムの使用料で庁舎内の総合行政システム更新に伴うもので、事項、期間、限度額については記載のとおりでございます。次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。第4条、予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正するものです。職員給与費55万4,000円を増額し、合計の5,713万3,000円とするものです。

8ページ、9ページをお願いいたします。収益的収入及び支出、支出の説明をいたします。

1款1項3目新宮処理区管理費の775万2,000円の増は、当初予算では昨年度の1立米当たり51.84円の契約単価で計上しておりましたが、今年度は58.3円に変更となったことに伴う福岡市下水処理委託料の増となっております。1款1項4目総係費の73万9,000円の増の主なものは、手当の37万円の増は、大雨による浄化センターでの対応で時間外勤務が増えたことによるものです。委託料と使用料の増は、水道事業会計と同様に新宮相島漁業協同組合の金融業務終了に伴い、福岡県信漁連からの口座振替取扱追加に伴う水道料金システム改修と口座振替システム改修使用料の増を補正するものでございます。

4 ページ目に給与明細書を添付しておりますので、ご参照ください。以上で説明を終わります。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第123号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長(牧野 真紀子君) 全員賛成と認め、第123号議案は原案のとおり可決されました。

ここで10時40分まで休憩したいと思います。

午前10時29分休憩

.....

午前10時40分再開

○議長(牧野 真紀子君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### 日程第11. 第123号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第12、第124号議案、令和2年度新宮町一般会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

政策経営課長。

○政策経営課長(阿部 宏紀君) 第124号議案、令和2年度新宮町一般会計補正予算について説明いたします。

1 ページをお願いします。

歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億6,817万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ193億4,496万2,000円とするものでございます。第2条継続費及び第3条債務負担行為の補正につきましては、5ページをお願いします。第2表継続費は、8款4項、スマートインターチェンジ設置検討調査委託料を計上しております。町としてスマートインターチェンジの必要性を検討していくため、令和2年度から3年度の2か年で行うもので、総額、年度及び年割額は記載のとおりでございます。第3表債務負担行為の補正は、追加としまして、14事業計上しております。主に令和3年度を開始とともに事業が執行できるように、今年度中に契約等の事務を行う必要があるため計上するもので、事項、期間、限度額につきましては、記載のとおりでございます。また、変更といたしまして水質検査委託料を計上しておりますが、これは不燃物処理場の水質検査委託料を単年契約から3か年契約に変更するためのもので、期間、限度額につきましては記載のとおりでございます。

それでは、歳出予算の説明をいたします。

款を迫いながらの説明の前に、人件費に関わるものの説明をいたします。

職員の病休や育児休業に伴う給料、手当の減額、時間外手当、扶養手当、住居手当及び通勤手当等についての増額、臨時職員の時間外手当の増額及びパートタイム会計年度任用職員の報酬の増額を行っております。縣市町村職員共済組合負担金につきましては、標準報酬月額の改定による増額、縣市町村退職手当組合負担金については、臨時職員分の増額を計上しております。返還金につきましては、令和元年度の額が確定したものについて、国・県等返還金を計上しております。各予算項目での説明は省略させていただきます。

また、今回、減額補正しているもののほとんどが、新型コロナウイルスの影響により事業や会議・研修会等が中心になったことによるものでございます。

16、17ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費9節旅費11万3,000円及び11節食糧費10万円につきましては、固定資産評価審査委員研修会及び町政懇談会を中止したため減額するものです。13節ふるさと納税事業委託料5億5,000万円及び14節公金システム利用料1,881万円、ポータルサイト使用料9,344万5,000円は、ふるさと寄附の収入見込額を勘案し計上するものです。また、13節サーバー更新委託料26万2,000円は、例規システムの仮想サーバー移行のための費用を増額するものです。5目財産管理費12節電話・ファクス料金46万円は、分庁等を行ったことに伴い電話料金が不足するため、車検等手数料2,000円及び27節自動車重量税5,000円は、廃車予定の公用車の車検をうけることとしたための増額でございます。7目電算管理費11節消耗品費82万9,000円は、ライセンスや印刷機トナー購入のため、13節新規導入機器設定委託料156万円は、新規に購入するパソコンの設定のため、14節口座振替システム使用料7万円は、相島漁協の金融業務廃止により福岡県信用漁業協同組合連合会に変更するため増額するものです。15節電算施設改修工事費879万8,000円は、役場、シーオーレ新宮、そぴあしんぐう等にWi-Fiを整備するため計上するものです。次のページに係る8目交通安全対策費につきましては、粕屋地区交通安全大会やクリーン作戦等の諸行事が中止になったことに伴い減額するものです。14目諸費につきましても、粕屋地区地域安全大会の規模が縮小されたため、14節車借上料8万8,000円を減額するものです。

3項1目戸籍住民基本台帳費9節旅費4万1,000円は、会議等が中止になったため減額するもので、12節電話・ファクス料金1万6,000円は、マイナンバーの臨時窓口を電話を設置するため、電子機器廃棄手数料2万2,000円は、2月に入れかえを予定しているコンビニ交付システムサーバ等機器の廃棄手数料を増額するものです。

20、21ページをお願いします。

4 項 1 目選挙管理委員会費 9 節旅費につきましては、視察研修を中止にしたため減額するものです。

3 款 1 項 1 目社会福祉総務費 8 節講師謝礼は、講座を中止したため減額するものです。2 8 節国民健康保険特別会計繰出金は、一般会計から当該特別会計へ繰り出すもので、9 万円の増額となっております。特定財源につきましては、講座の中止により 1 5 款 2 項 2 目 1 節地域自殺対策強化交付金を 1 万円減額しております。2 目福祉センター管理費は、次の 2 2、2 3 ページにかかりますが、4 目老人福祉費の減額につきましては、会議、事業や講座等が中止になったことによるものです。4 目 1 3 節配食サービス事業委託料 2 9 万 6, 0 0 0 円は、利用者の増に伴い増額するものです。特定財源につきましては、事業等の中止により 2 0 款 4 項 3 目 1 節地域支援事業交付金 5 2 2 万円及び包括的支援事業交付金 5 9 万 5, 0 0 0 円を減額しています。6 目重度障害者医療対策費 1 2 節郵便料金 4 万 4, 0 0 0 円は、制度改正に伴う医療証の郵送のために増額するものです。7 目障害者福祉費 1 3 節障害者システム変更委託料 1 0 9 万 5, 0 0 0 円は、令和 3 年度報酬改定に伴うシステム改修のため計上するもので、障がい者福祉計画策定委託料は、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で現状の把握が難しく、策定を 1 年先送りするために減額するものです。2 0 節訪問入浴サービス給付費 9 0 万 2, 0 0 0 円は、利用者の増に伴い増額するものです。特定財源といたしまして、1 4 款 2 項 2 目 3 節障害者自立支援給付支払等システム事業費補助金 4 7 万 5, 0 0 0 円を充当しております。

2 4、2 5 ページをお願いします。

9 目後期高齢者医療対策費 1 9 節負担金補助及び交付金 2, 5 6 3 万 2, 0 0 0 円は、医療費の増により後期高齢者医療療養給付費負担金を増額するものです。

2 項 3 目児童福祉施設費 1 3 節学童保育所指定管理者加配等管理委託料及び 1 4 節学童保育所用備品借上料は、小学校の夏季休業短縮により夏休みに期間の学童保育を実施しなかったため減額するものです。4 目シーオーレ新宮管理費 1 2 節電話・ファクス料金 1 5 万円は、乳幼児健診等を電話に切りかえた方ことにより電話料金が不足するため増額するものです。特定財源につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により 1 3 款 1 項 2 目 3 節シーオーレ新宮使用料が当初の見込みから減少するために、1 7 8 万円を減額し充当しております。5 目子ども医療対策費 1 2 節郵便料金 3 3 万 1, 0 0 0 円は、制度改正に伴う医療証の郵送のため増額するものです。

2 6、2 7 ページをお願いします。

4 款 1 項 5 目環境総務費 1 3 節委託料から 6 目環境衛生費、1 5 節工事請負費につきましては、自然観察体験やクリーン作戦等を中止したため減額するものです。また、クリーン作戦の中止により 6 目の特定財源、1 4 款 2 項 4 目 2 節海岸漂着物地域対策事業費補助金 9 0 万 7, 0 0 0 円を減額しております。

28、29ページをお願いします。

19節火葬場使用料補助金73万3,000円は、当初の見込みより4月から9月の実績が増えたことに伴い増額するものです。

6款1項3目農業振興費19節有害鳥獣被害防止特別対策事業補助金30万円は、当初の見込みより申請が多く、今後も増加が想定されるため増額するもので、農業機械・施設災害復旧支援事業補助金28万9,000円は、台風10号により被災したビニールハウス等の修繕に対する補助で新規に計上するものです。特定財源といたしまして、15款2項5目2節農業機械・施設災害復旧支援事業補助金28万9,000円を充当するものです。

7款1項3目観光費につきましては、次の30、31ページにかかりますが、海水浴場やまつり新宮を中止したため減額するものです。

8款4項1目都市計画総務費13節スマートインターチェンジ設置検討調査委託料450万円は、継続費のところでも説明いたしましたとおり2か年で実施する2年度分の令和2年度分の事業費を計上しております。2目公園費15節公園整備工事費500万円は、案内板設置工事を先送りするため減額するものです。

32、33ページをお願いします。

6項1目住宅管理費13節システム改修委託料77万円は、町営住宅の駐車料金を追加するため、収納管理システムを改修するものです。

9款1項2目非常備消防費につきましては、操法大会等が中止になったため減額するものです。

10款1項2目事務局費12節害虫駆除手数料19万8,000円は、セアカゴケグモや鳩の駆除するため増額するものです。

34、35ページをお願いいたします。

2項2目立花小学校管理費は、新型コロナウイルス感染症対策のため、消耗品費から備品購入費に組み替えるものです。4目新宮小学校費11節光熱水費110万円は、電気料金が当初の見込みより不足するため増額するものです。8目新宮東小学校費11節光熱水費130万円は、電気料金が当初の見込みより不足するため増額するもの、また、来年度の特別支援学級の増加に対応する必要があるため、消耗品費23万4,000円は、教卓やOAイス、掃除用具庫等を購入するもの、15節施設整備工事費1,505万2,000円は、普通教室を特別支援学級に改修するもの、18節学校管理用備品購入費140万円は、教室用のロッカー、テレビ、書庫等を購入するものです。10目新宮北小学校費11節光熱水費170万円は、電気料金が当初の見込みより不足するため増額するもの、また、来年度の特別支援学級の増加に対応する必要があるため、15節施設整備工事費48万8,000円は、パソコン教室を特別支援学級に改修するもの、18節学校管理用備品購入費75万円は、教師用戸棚、テレビ、パーテーションを購入するものです。

3項2目新宮中学校管理費につきましては、来年度の生徒数の増に対応するため、11節消耗品費182万4,000円は、生徒用の机・椅子や教卓、給食用消耗品を購入するもの、18節学校管理用備品購入費50万5,000円は、給食用の運搬車や配膳台を購入するものです。4目新宮中学校相島分校管理費11節光熱水費12万円は、電気料金が当初の見込みより不足するため増額するものです。6目新宮東中学校管理費11節消耗品費61万6,000円は、来年度の生徒数の増に対応するため生徒用の机・椅子を購入するもの、光熱水費420万円は、電気料金が当初の見込みより不足するためのものです。

36、37ページをお願いします。

15節施設整備工事費69万3,000円は、グラウンドに防砂ネットを設置するため及び掲揚台の基礎を一部取り壊すため計上するものです。

5項4目新宮東幼稚園費15節施設整備工事費78万2,000円は、今年の台風により被災した倉庫の屋根の張りかえのため計上するものです。

次の38、39ページになりますが、6項1目社会教育総務費1節報酬、8節報償費から19節負担金補助及び交付金の減額につきましては、事業や研修会の中止や会議が書面開催となったため減額するものです。また、13節システム導入委託料につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、社会教育施設等の予約システムを導入し、インターネット等での予約を可能にするものです。2目青少年育成費につきましては、寺子屋の開催縮小やサマーキャンプ・地域通学合宿を中止したため減額するものです。3目公民館事業費9節費用弁償は、分館主事会を中止したため減額するものです。5目人権・同和教育総務費8節報償費から11節印刷製本費及び、次の40、41ページになりますが、12節役務費、13節委託料の減額は、三月間町民のつどいの中止によるものです。また、11節修繕料28万6,000円は、台風により被災した集会所の屋根を修理するものです。6目文化財保護費15節指定文化財案内板整備工事費22万7,000円は、台風により破損した日蒙供養塔案内板の修理工事を行うものです。7目図書館費8節報償費及び12節役務費は、講座等を実施しなかったため、9節費用弁償は、会計年度任用職員の通勤方法変更のため減額です。また、新型コロナ感染拡大防止のため、11節消耗品費767万3,000円は、ICタグを購入するもの、13節システム導入委託料924万円につきましては、ICタグを図書館システムとひもづけ、非接触により本の貸し出しや返却を行うシステム改修を行うものです。9目生涯学習推進費8節講師等謝礼は、生涯学習関係の講座を一部中止することとなったため減額するものです。10目そびあしんぐう管理費18節備品購入費83万6,000円は、新型コロナ感染拡大対策のためマイク等を殺菌する紫外線殺菌設備を購入するものです。特定財源は、13款1項7目4節そびあしんぐう使用料について、新型コロナ感染症の影響により当初の見込みから減少するため、821万円を減額するものです。

7項1目保健体育総務費8節講師謝礼は、健康体操教室を中止したため、次の42、43ページにかかりますが、9節旅費及び19節負担金補助及び交付金は、スポーツ推進委員研修会等が中止となったため減額するものです。2目体育大会費は、町の駅伝大会や糟屋郡民スポーツ大会、福岡県民体育大会等が中心になったため減額するものです。

13款1項1目28節渡船事業特別会計繰出金は、一般会計から当該特別会計へ繰り出すもので、539万円の増額となっております。

次に、歳入について説明いたしますが、歳出説明時に特定財源として説明をしたものは除かせていただきます。

戻りまして、10、11ページをお願いします。

14款1項2目3節子どものための教育・保育給付交付金57万4,000円及び、次ページの15款1項2目4節子どものための教育・保育給付交付金県費負担金23万2,000円につきましては、新宮つぼみ保育園分園の賃借料に対する補助基準額の上限に達したことから15款2項2目5節保育所等整備事業費補助金227万円を減額し、基準額を超える部分については、子どものための教育・保育給付交付金の賃借料加算の対象となるために増額するものです。

ページを戻っていただきまして、10、11ページの14款2項2目4節地域子ども・子育て支援事業費補助金25万5,000円は、乳幼児4か月健診の個別委託分が補助対象となることから増額するものです。

12、13ページをお願いします。17款1項1目1節ふるさと寄附金10億円を計上し、18款2項2目1節財政調整基金繰入金で収支調整をしております。

説明は以上でございます。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。歳出歳入全般について行います。

ページを追ったほうがよろしいですか。では、いきます。

歳出16、17ページ。北崎議員。

○議員(9番 北崎 和博君) はい。17ページのふるさと納税の委託料なんですけども、ふるさと納税もかなりおもてなし協会の努力もあって、非常に順調にいらっていると。そのところは、敬意を表したいというふうに思っておりますが、やはりこれだけ伸びたっていうのは、いろんなやっぱりスキル、ノウハウがあって伸びたというふうには思っていますけれども、このスキルとかノウハウっちゅうのはおもてなし協会全体で共有しているものなんでしょうか。それをちょっとまずお尋ねしたいと思います。

○議長(牧野 真紀子君) はい、福田副町長。

○副町長(福田 猛君) はい、お答えします。おもてなし協会全部でっていうことでの共有なのかと、認識しているのかということですけども、実態はご存じかと思いますが、木本事務局長を中

心にどういふふうな戦略で望めば寄附が上がるのかっていうことは、日々いろいろ検証、検討した上で実行していますので、すべてのおもてなし協会全員の、すべてでというふうに質問でございますけども、そのところはまだ確認はできておりません。ただ、我々の行政のほうにも随時、このふるさと納税の対応につきましては、定期的にそういった確認作業、協議をしておりますので、行政側とおもてなし協会のほうの中での認識は確認しながら遂行している状況でございます。以上です。

○議長(牧野 真紀子君) 北崎議員。

○議員(9番 北崎 和博君) おもてなし協会全員の共有ではないと思います。ただ、もし何かのときに担当者が、やっぱりいなくなるとか言ったときに、要はこのシステムっていうか、このノウハウとかいうのを再現できるかっていうことなんですよね。それをお尋ねしたかったんです。だから、再現ができなければやはり町としても大打撃になると思うんですね。だから、もし何かのときに再現ができるようなおもてなし協会としての何か構築、そういうふうなシステムを構築されているのかどうかをお伺いしたかったんですけどね。福田副町長。

○副町長(福田 猛君) はい、お答えします。今、北崎議員ご心配していただけて非常にありがたいんですけども、これまで毎年毎年、寄附額が増額してきている背景としましては、おもてなし協会が今、取り組んでいます特産品、町のイチゴあまおうというのがベースでありますけど、そういった町の特産品を配送する中で、いわゆる届ける、申し込みされた納税者、寄附者の方への配慮が1年1年改善されて、安心して間違いなく安全なものが届けるようになって、いわゆるリピーターが毎年確保されながら申し込みがあがってきているという背景がございます。ですから、何か特別にほかの自治体と違った取り組みを毎年しているのかということよりも、今までやってきた積み重ねが安定した寄附になっているんだろうと今思っています。ですので、担当の今、事務局長が万が一、対応できないという不慮な状況になったにしても、そのシステムはもう構築してきていますので、大きくそれが損なうことはないと思っております。それプラス、ほかの自治体とないような営業活動というとおかしいですけど、取り組みというかPR活動は、日々改善しながら取り組んでいますので、そういったプラスアルファが全部積み重なっていますので、ベースとなりますこれまでの寄附をしていただいているリピーターの方へのいわゆる安心されるシステムというか、新宮町のふるさと納税制度になってきているんだろうということで認識をしています。以上です。

○議長(牧野 真紀子君) 北崎議員。

○議員(9番 北崎 和博君) はい。少しは安心しましたが、私が何でこんなことを聞くかっていうと、要はこれから今、第6次の総合計画もやっていますけども、自主財源の大きな柱なんです。これをなくすと、非常に大打撃を受けるというところ。だから、自主財源の大きな柱であれ

ば、こういうふうな今、順調よくいっていますので、例えば1年間ぐらい職員を出向させてノウハウを学んで、何か不測の事態があったときも対応できるようなシステムを構築すべきじゃなからうかというふうに思うんですね。だから、やはり今後10年間、これからも1年1年ですけれどもしっかりとそれが安定的に確保できるという面では、そういうふうな対策も必要じゃなからうかっていうふうに思うんですが、いかがでしょうかね。

○議長(牧野 真紀子君) 福田副町長。

○副町長(福田 猛君) はい。今、ご指摘されていることにつきましては、日々我々も今、それが1番大きな懸念事項ですので、いわゆる一緒にできる、対応できるものあるいは後継者含めて、そういう人材の育成については検討していこうと。おもてなし協会独自でそういう対応ができる職員とか人材を育てるのが一方と今、議員おっしゃったように、できるのであれば行政のほうから派遣できるような、もしそういうシステムがうまく構築できれば、それも今検討はさせていただいております。ただ、行政側のほうも、今おもてなし協会に職員を派遣してやれますというところまでの、まだ裏づけも含めてとれていませんので、どういうふうな形であればスムーズに問題なく職員が派遣できるかということも今後の一つの大きな課題テーマとして取り組みをさせていただきたいし、できれば早いうちにそれが実現できるような形で進めさせていただこうと思っています。以上です。

○議長(牧野 真紀子君) はい、北崎議員。

○議員(9番 北崎 和博君) ふるさと納税の委託料は、特命でやっているわけですよ。ぜひ自主財源の柱であれば、そういうふうな職員の出向とかをしてもらって、今後も安定的にふるさと納税が入るようなシステムをやっぴり構築すべきじゃなからうかというふうに思うんですね。そしたら、やっぴり稼げる職員、稼げる公務員というふうなものを見本とか、手本になると思うんですね。ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

○議長(牧野 真紀子君) 町長。

○町長(長崎 武利君) 本当にご心配いただきましてありがとうございます。このふるさと納税制度のやはりこれはそれぞれの担当者のやはり英知と知恵でいろいろ各市町村で、そういった中で行われてきております。今、心配されたようなことも私自体も心配して、やはり後継者づくりをしていっとかんとやはり今は事務局長のすばらしい、この関連したやっぴり職員がほかの市町村にもおりますけど、やはりそういった人間のですね、職員の英知と知恵でそれぞれのやはり市町村が出してきておるようです。ですから、システムと同時にやはりそういったいろんなアイデアを出してくる後継者をやはりしっかりとまたつくっていかなければいけない。それは、一応指示を私自体も副町長にも指示しておりますし、これから大事なことがあると思っていますので、今のご指摘のようにしっかり取り組んでいきたいと思っています。以上です。

○議長(牧野 真紀子君) ほかにございませんか。

それでは、18、19ページ。20、21ページ。22、23ページ。24、25ページ。26、27ページ。大牟田議員。

○議員(7番 大牟田 直人君) はい。関連質問なんですけど、これのクリーン作戦のところですね。海岸漂着物補助金のところも絡んでできなかったの、歳入のほうの海岸漂着物地域対策事業費補助金が減額されたという話だったんですけど、台風等で海岸漂着物は増えていると思うんですけど、その処理はどんな感じで考えられているのかなっていう現状等、教えていただければと思います。わかりにくかったかもしれないですけど。クリーン作戦自体のできなかったんですけど、海岸漂着物が増えていると思うんですよ。新宮にしる相島にしる。それに、この補助金を減額するっていうのはクリーン作戦はできなかったんですけど、そちらのほう除去っていうか、海岸漂着物の処理とかに回せないのかっていうのと、そっちのほうはもう足りているのか、補助金が足りているのかっていう話です、という話をお聞かせください。

○議長(牧野 真紀子君) 都市整備課長。

○都市整備課長(桐島 光昭君) はい。お答えいたします。海岸漂着物につきましては、クリーン作戦が行われておりませんが、漁港海岸については県からの補助金等もございまして新宮海岸は海岸のいわゆる漂着ごみ、相島漁港においては、特に湾内沈んだごみを毎年、清掃をやっておるところでございます。以上です。

○議長(牧野 真紀子君) よろしいですか。はい、大牟田議員。

○議員(7番 大牟田 直人君) 沈んだゴミについてちょっと聞きたいんですけど、沈んだゴミというのは漁港のところってということですか。

○議長(牧野 真紀子君) 都市整備課長。

○都市整備課長(桐島 光昭君) はい。都市整備課の所管といたしましては、いわゆる漁港範囲内、漁港区域内の新宮の海岸及び相島の漁港範囲内でありますので、今おっしゃられたように相島漁港については漁港の湾内の海底に沈んでいるゴミは、漁協さんをお願いして潜水していただいてゴミを引き上げているというような状況でございます。以上です。

○議長(牧野 真紀子君) 大牟田議員。

○議員(7番 大牟田 直人君) 委員会でも質問しようと思っていたんですけど、漁港以外の海岸の漂着物というのは、なんか前お伺いしたら、県の管理だっていう話だったんですけど、そこを県と協力して何かするということではできないのかっていうのをお聞かせください。

○議長(牧野 真紀子君) いいですか。環境課長。

○環境課長(安河内 正路君) はい、お答えいたします。福岡県が管理する海岸というのは間違いございませんが、その漂着物につきまして、一緒にどうしていかうかという協議はまだしたこ

とはございませんので、今後そういった話し合いもしていかなきゃならないと考えております。  
以上です。

○議長(牧野 真紀子君) はい、ほかによろしいですか。26、27ページ。

では28、29ページ。30、31ページ。北崎議員。

○議員(9番 北崎 和博君) はい。8款のところ委託料、スマートインターチェンジの委託料が予算上がっているんで、これは地域振興特別委員会の中で説明も受けてあれしたんですけども、いろいろ後日、いろいろ資料を読むと、ちょっと疑問点があったのでちょっとこの場でお尋ねをしたいんですけども、まずちょっと説明を受けていますけども、これは事業費として幾らかかって、町の負担が幾らになるかっていうのを資料いただいていますけども、ちょっとお尋ねします。まず1点。それと、あの時に私の聞き漏らしか、聞き間違いかどうかわかりませんが、これを国と協議をする中で、いろんなその議会としての対応ちゅうかスタンスっていうかですね。そこら辺が必要になるような話をちょっとされたと思うんですが、それがどういうふうな形で、議会として対応というかスタンスをとればいいのか、その点をちょっとお伺いします。それと、委員会の中でもらった資料の中に、最後に周辺道路の整備は含まないというふうなことでいただいていますけども、この周辺道路っていうのはどの部分を指すのかっていうのがちょっとよくわからなかったもんですから、その点をちょっとお伺いします。都市整備課長。

○都市整備課長(桐島 光昭君) はい。お答えいたします。概算の事業費につきましては、すいません、今ちょっと手元に持ちませんので幾らというふうなお答えはできませんけれども、スマートインターチェンジに関する整備については、基本的には高速道路本線とそれから料金所まで延びてくる道の料金所までは、国というかNEXCOさんが負担、その料金所からそれからつながる町道なりつながるなら、料金所から町道までの道路部分は地元市町村の負担というふうなことでございます。それと周辺道路の件に関しましては、今からスマートインターチェンジの設置についていろいろ検討していくわけですが、その料金所から町道までの受けの道路を今の道路と考えるか、それともあそこ三代・的野線という都市計画道路がございまして、その整備とあわせて考えていくのか、ということが前提になりますので、そういったことを含めて周辺道路の整備事業費は別というふうな記載にさせてもらっております。それと今回の計画と議会の今後の関連性といいますか、そういったものに関しましては、これ発案議会のほうからいただいておりますが、町のほうとしてももうスマートインターチェンジについては、設置の方向で考えていこうというふうな内部のもう決定をやっておりますので、これからこの設計業務を発注いたしまして、その成果をもとにまた国、NEXCOとそれと関係の福岡県も関係してきますが、その協議の折々に議会のほうでの報告もさせていただきながら進めていこうというふうに考えております。  
以上です。

○議長(牧野 真紀子君) 北崎議員。

○議員(9番 北崎 和博君) はい。まず、大体28億9,000万円ということで、NEXCOは26億6,000万円で町負担が2億3,000万円、50パーセントの交付金があるので1億2,000万円というふうに書いてありますけど。要は、これは議会から申し入れしていますので、とやかく言うことじゃないんですけども、今後、国とかと協議をする中で私どもも国交省に行ったときに、議会から来ることは初めてだと、こういうことを要望に来ることは初めてだと。ケースによっては、議会が反対してダメになるケースとかというのがあるのでびっくりされていたということもあって、要は町が進めて、それも議会も追認っていうか、賛同して進めるような手続きが国として必要かということをお尋ねしたんです。そういうのが必要なければいいんですけども、そういうのが必要であれば、やっぱり議会としてもきっちり対応しないといけないというふうに思うんですけども、そういうのは、特段必要ないんですか。

○議長(牧野 真紀子君) 都市整備課長。

○都市整備課長(桐島 光昭君) はい。お答えいたします。今年度もスマートインターチェンジの設置について国と協議を進めておりますが、その協議の中で、例えばスマートインターチェンジの設置の申請なりをするときに、議会の議決を承認するという、そういったものが必要だとは言われておりません。逆に言えば、先ほど申しました料金所から町道までの設置に関しては町負担になりますので、それは当然、工事請負費として予算が上がっていくので、そこでご承認いただけることになれば、議会としてもこのスマートインターチェンジの説明について承認されているというふうなことになりましようから、そこは特段、国からも何も言われたことはございません。以上です。

○議長(牧野 真紀子君) よろしいですか。はい、ほかに。30、31ページ。よろしいですか。32、33ページ。34、35ページ。大牟田議員。

○議員(7番 大牟田 直人君) はい。10款2項4、8、10目の光熱水費のところでは電気料金が上がったということが、説明があったんですけども、これは夏休みの短縮とかそういう原因と考えられるのはどういう内容かっていうのをお聞きしたいと思います。

○議長(牧野 真紀子君) 学校教育課長。

○学校教育課長(森 和也君) はい。お答えいたします。小学校、中学校も一緒なんですけれども、今回光熱水費の増額をさせていただいています。議員がおっしゃったように、夏休みの短縮も今回原因の一つにはあります。それと、コロナ対策によりまして、熱中症対策も含めてエアコンをつけさせていただいています。その関係で、コロナの関係で今年は換気を強くしたものですから、その影響が少し出ているのかなとは思っております。当初から、光熱水費の増加がある程度見込めたと思ったので、省エネ対策についてはより注意はしていたんですけども、最終的にはこれ

だけの増額の補正が出てしまったということで申しわけないということでは思っております。

○議長(牧野 真紀子君) よろしいですか。はい、ほかに。34、35ページ。よろしいですか。次、36、37ページ。38、39ページ。40、41ページ。大牟田議員。

○議員(7番 大牟田 直人君) すいません、先ほどちょっとよく聞き取れなかったんですけど、10款6項6目の指定文化財案内板整備工事費のところ、台風で破損した案内板という、どこどこの案内板って言われてちょっとよく聞き取れなかったの、どこの案内板なのかももう一度教えてください。

○議長(牧野 真紀子君) 社会教育課長。

○社会教育課長(西田 大輔君) はい、お答えします。これ相島のほうにあります日蒙供養塔、百合越の浜から長井浜に行くところに立てていた案内板のほうは台風のほうで倒壊しましたので、そのつけかえの工事となります。以上です。

○議長(牧野 真紀子君) ほかに。40、41ページ、よろしいですか。続いて42、43ページ。

○議長(牧野 真紀子君) それでは歳入全般について。北崎議員。

○議員(9番 北崎 和博君) はい。ページ数でいうと12、13ページになるんですけども、全体的なことでちょっとお尋ねをしたいんですけども、ふるさと寄附金は非常に好調で、今、町の財政にすごく貢献しているというふうなことは感じているわけでございます。今、第6次の総合計画の中でも行政運営の健全化っていうか、その部分でふるさと納税というのが大きな柱の一つというふうになっていると思います。現実もなっているというふうには思うんですけども、ただやはりふるさと納税だけでなく、町の財源確保としていろんな部分で調査、研究も必要かなというふうに思っているんですけども、いかがでしょうかね。

○議長(牧野 真紀子君) 町長。

○町長(長崎 武利君) 本当に今現在、この新宮町が人口増対策、そういった中で学校の建設等予想していなかったことが起こってきて、非常に財政出動が多くなってきた中でふるさと納税制度ができて、これは各市町村の努力によって、自主財源の確保の一つの制度として本当にありがたい、この制度になってこの制度をしっかりと受けて、このふるさと納税制度を取り入れてやはりやっていかないとということで、今、努力をしております。新宮町は、交付税、国から来る交付税がいろいろな面で交付税で算入されますという話もありますけど、全体的に交付税が下げられてきとるという中で本当にこの制度はありがたいわけですが、さっき言われたようにやはりこれを制度が続く限り、新宮町もこの制度をしっかりと捉えていかなければいけないという中で、また、この周辺の開発も今、されてきておりますが、そういった中でやはり企業誘致をする中で、一つのやはり固定資産税とかいろいろなそういう税収を見込んでいく。そういったこともしっかりと

取り組んでいかなければいけないというふうに思っております。

○議長(牧野 真紀子君) 北崎議員。

○議員(9番 北崎 和博君) はい。町長もご存じだと思いますけども、いろんな町で企業が進出をして税収が上がって、そして何年かしたら景気が低迷して減収になってなかなか厳しくなるとかというふうな自治体もあると思うんですね。で、ふるさと納税もそうで、今後どういうふうになっていくかというのはわかりませんが、もし落ち込んだときに、大変町の財政も厳しくなるといふようなことも予想されます。だから、ぜひやはりこれ自主財源のポートフォリオっていうか、いろんな部分でこっちが沈んでもこっちがあるからいいというふうなやはり再構築をぜひしていただきたい。第6次の総合計画の中でも、そういうことっちゃうか、なかなかふるさと納税が1番主でやっているというふうなことで明記はしてありますけれども、ぜひここは再構築をして、どういう状況になっても町政がしっかりと運営できるというふうなシステムをぜひつくっていただきたいというふうに思っています。これまた今度、私も一般質問か何かをさせていただきますので、そのときはぜひよろしくをお願いします。

○議長(牧野 真紀子君) ほかに、歳入について。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) それでは、ここで質疑を打ち切り、第124号議案は総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 異議がないので、第124号議案は総務建設常任委員会に付託いたします。

横大路委員長よろしくお願いたします。

---

### 日程第13. 第125号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第13、第125号議案、工事請負契約の変更について、相島第2ダム改修工事を議題といたします。

議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(太田 達也君) 第125号議案、工事請負契約の変更について、ご説明をいたします。相島第2ダム改修工事について、下記のとおり工事請負契約の一部を変更するものでございます。

記といたしまして、1、契約金額、変更後の金額を1億3,398万5,500円、内消費税及び地方消費税額は1,218万500円に変更するものでございます。変更前の金額1億2,32

3万7,400円、内消費税及び地方消費税額1,120万3,400円と比較いたしまして、1,074万8,100円の増額となっております。2、変更工期、変更後の工期を令和2年6月13日から令和3年3月19日までとし、49日間延長をしております。3、契約の方法は、随意契約でございます。理由といたしまして、相島第2ダム改修工事について、設計変更により工事請負契約の内容を変更する必要が生じたので、変更契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。

(1) 変更理由といたしまして、台風の大雨によりダム内に大量の土砂が流入し、遮水シート及び不織布撤去の手間が増えたこと、既設利用を計画していた不織布が台風の強風により剥がれ落ち、全面布設替えとなったこと及び遮水シート撤去時に法面から湧水が発生し、暗渠排水管の布設が必要となったことから工事費を増額するものでございます。また、資材搬入時に時化が続いたことにより工事着手が遅れたこと及び遮水シート、不織布撤去に時間を要したことから工期を延長するものでございます。(2) としまして、契約の概要、契約の相手方を参考のため記載をさせていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第125号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長(牧野 真紀子君) 全員賛成と認め、第125号議案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14. 第126号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第14、第126号議案、新宮町立相島保育所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長(藤木 恵介君) 第126号議案、新宮町立相島保育所の指定管理者の指定について。次のように、指定管理者を指定するものでございます。

1、施設の名称、新宮町立相島保育所。2、指定管理者、所在地、福岡県福岡市博多区上呉服町10番10号呉服町ビジネスセンター5階。名称及び代表者、株式会社テノ.サポート、代表

取締役、池内比呂子。3、指定の期間、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間となっております。理由といたしまして、新宮町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第1項の規定に基づき、新宮町立相島保育所の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により町議会の議決を求めるものでございます。

次のページに参考資料といたしまして、指定管理者選定検討委員会での経過及び選定理由等を記載しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。横大路議員。

○議員(10番 横大路 政之君) はい。この指定管理者につきましては、従来から同じ業者さんをお願いしているわけですが、今、私がこういう質問をしていいのかどうかって若干、疑問は残るんですが、あえてお尋ねをしたいというふうに思います。指定管理者選定に当たっては、条例で制定されておるわけですが、その補足資料の中にある5条に関する特例選定として、この業者を選定されておるわけですが、選定に当たって特例選定する場合は、この条例によると例えば公募したけれども応募者が1社しかなかったとか、もしくはもともとなかったところで、特例で探してきたというような特殊な事例を想定されたもの、それから公、要するに町が設立した団体が指定を受けるという場合というような記載になるかと思うんですが、その場合、プロセスとして選定プロセスとして、例えば公募したけれどもこの1社しか応募がなかったという、プロセスをあえて経る必要があるんじゃないかなという気がするんですけども、その辺はどのようにその選考委員会は、どちらの副町長がやってあるかわかりませんが、選考委員会の中でそういうその検討しているのはなかったんでしょうかね。

○議長(牧野 真紀子君) 吉村副町長。

○副町長(吉村 隆信君) お答えいたします。議員おっしゃいますように、本来は公募すべきものであろうかと思っております。ただ、相島の保育所につきましては、以前に従前の事業者から1回目の変更するときに公募したんですけども、そのときにやっぱり島内でそこで働いていらっしゃる方を引き継いでいただかなければいけないということで、従前の会社に所属していた従業員の方を新しい会社のほうに移管させてもらうということで大変苦心した覚えがございます。そういったことから、今回、今いるところで働かされている島内の従業者のことを考えますと、ほかの事業者というのは非常に難しいということと、もう一つは今までの1回そういうことで選んだ金額が大幅にまた上がれば別でございますけども、そういうこともない。それと、テクノコーポレーションさんにつきましては学童保育、その他多くの事業を新宮町でされていますので、そういうことからの効率的な運用ということも考えられたということで、これについては特例でいくべきだろうという判断をいたしております。以上です。

○議員(牧野 真紀子君) 横大路議員。

○議員(10番 横大路 政之君) 私がお尋ねしてるのは、結論に問題があるという意味でお尋ねしとるわけではなくて、むしろプロセスのほう。要するに、条例で制定されとるのは、第3条第1項の規定による申請がなかった場合及び、前条第1項に該当する団体がない場合も同様とする。この事例を該当されているんだろうというふうに思うんですが、そのなかったというプロセスをあえてその選考過程の中で明記する必要があるんじゃないでしょうかということをお尋ねしているんです。だから、要するにその結論に問題があると私も思ってないです。だから、そういう特殊な相島という特殊性を鑑みると、こういう結論に至るのは、致し方ないというか至極当然かなという気も私はしています。ただ、プロセスとしてそれを明記、もしくは経る必要があるんじゃないかなということをお尋ねしとるんですけどね。条例との整合性という意味で、という質問です。

○議長(牧野 真紀子君) 吉村副町長。

○副町長(吉村 隆信君) はい。おっしゃるとおり、その場合については選定経過の中に入れるべきであろうと思います。実際に選定委員会の中で、まずそのことから公募によるべきか、特例によるべきかという検討から入ったことも事実でございますので、ここの資料の中には漏れていますが、そういう経過を踏まえた結果ということでご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長(牧野 真紀子君) 横大路議員。

○議員(10番 横大路 政之君) これ最後にします。ということは例えば、選考委員会の中で、選考プロセスとして、そういう議論もしくはその決定の手続きをなされたという説明でいいわけですね。それであれば、了解いたします。

○議長(牧野 真紀子君) はい、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第126号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長(牧野 真紀子君) 全員賛成と認め、第126号議案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第15. 第127号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第15、第127号議案、福工大前駅自転車駐車場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長(桐島 光昭君) 第127号議案、福工大前駅自転車駐車場の指定管理者の指定について、ご説明いたします。

新宮町美咲2丁目に設置しております福工大前駅自転車駐車場の指定管理について、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間、公益社団法人新宮町シルバー人材センターを指定管理者として指定するものでございます。

1ページをお願いいたします。

4の選定理由でございますが、選定理由といたしましては、平成30年度からは高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づきまして、町内高齢者への雇用促進の観点から公益社団法人新宮町シルバー人材センターを指定管理者として指定いたしているところでございます。指定管理期間が令和3年3月31をもって満了し、新たに指定候補者を選定するに当たり、継続した町内高齢者の雇用を確保するため、新宮町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条の規定に基づく特例による選定を行うこととし、当該団体から提出された事業計画書等を審査し、また当該3年間の指定管理期間における業務につきましても特に問題はなく良好に管理されていたと認められるため、継続して指定管理者とすることが適当であると判断し、決定いたしましたものでございます。

説明は以上でございます。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第127号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長(牧野 真紀子君) 全員賛成と認め、第127号議案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16. 第128号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第16、第128号議案、相島観光交流拠点施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長(高木 昭典君) 第128号議案、相島観光交流拠点施設の指定管理者の指定について説明いたします。

施設の名称、相島観光交流拠点施設。指定管理者の住所、名称及び代表者、新宮町下府2丁目6番8号、一般社団法人新宮町おもてなし協会、代表理事、堀田晴夫。指定の期間、令和3年4

月1日から令和8年3月31日までの5年間となっております。理由といたしまして、新宮町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第1項の規定に基づき、相島観光交流拠点施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、町議会の議決を求めるものでございます。

次ページに参考資料として選定組織、委員会等の開催経過、指定候補者、理由等をつけておりますのでご参照ください。

以上でございます。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第128号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長(牧野 真紀子君) 全員賛成と認め、第128号議案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第17. 第129号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第17、第129号議案、新宮町農産物直販所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長(高木 昭典君) 第129号議案、新宮町農産物直販所の指定管理者の指定について説明いたします。

施設の名称、新宮町農産物直販所、いわゆるひとまるの里でございます。指定管理者の住所、名称及び代表者、粕屋町大字大隈1229番地、粕屋農業協同組合、代表理事組合長、今泉正敏。指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間となっております。理由といたしまして、新宮町の公の施設に係る指定管理者の指定管理手続等に関する条例第6条第1項の規定に基づき、新宮町農産物直販所の指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、町議会の議決を求めるものでございます。

次ページに、参考資料として選定組織、委員会等の開催経過、指定候補者、選定理由を記載しておりますのでご参照ください。

以上でございます。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第129号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者10名、挙手しない者0名]

○議長(牧野 真紀子君) 全員賛成と認め、第129号議案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第18. 第130号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第18、第130号議案、相島災害時援助施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域協働課長。

○地域協働課長(片山 勇二君) 第130号議案、相島災害時援助施設の指定管理の指定について、次のように指定管理者を指定するものでございます。

1、施設の名称、相島災害時援助施設。2、指定管理者所在地、福岡県糟屋郡新宮町大字相島1377番地。名称及び代表者、相島区副区長、篠崎直寿。3、指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間となっております。理由といたしまして、新宮町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第1項の規定に基づき、相島災害時援助施設の指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、町議会の議決を求めるものでございます。

次のページに参考資料といたしまして、指定管理者選定委員会での経過及び選定理由等を記載しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第130号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者10名、挙手しない者0名]

○議長(牧野 真紀子君) 全員賛成と認め、第130号議案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第19. 第131号議案

○議長(牧野 真紀子君) 日程第19、第131号議案、本町区域内における福岡市道の設置に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長(桐島 光昭君) 第131号議案、本町区域内における福岡市道の設置に関する協議について、ご説明いたします。

本議案は、本町湊坂地内においてなされた都市計画法に基づく共同住宅建設を目的とする開発行為によりまして、新宮町の行政区域内に福岡市道を設置することについて、福岡市と協議をするものでございます。当該開発地は、新宮町道には接しておらず、福岡市道のみには接している土地であり、開発行為における審査も当該福岡市道を前面道路として審査されております。その際、全面道路としての要件が、幅員6メートル以上の道路であるとのことから、幅員6メートルに達しない部分につき、開発公社の土地を福岡市道用地として帰属されているものでございます。参考資料の3ページをお願いいたします。黄色に塗りつぶしている部分が、福岡市道。細長く赤色に塗りつぶしている部分が、開発公社の土地を福岡市道用地として帰属した部分。青色の一点鎖線が、福岡市と新宮町の行政区域界を示しております。ご覧のとおり、赤色の今回、福岡市道用地となった部分、面積といたしましては6.20平方メートルでございますが、行政区域界を越えて新宮町内に入り込んでいることから地方自治法第244条の3の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

戻りまして、1ページをお願いいたします。

規約第1条で、市道の設置内容、第2条及び第3条で維持管理及び経費について、最後に附則といたしまして、当該規約は協議成立の日から施行するもので、福岡市議会においても現在審議が行われているものでございます。

説明は以上でございます。

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第131号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長(牧野 真紀子君) 全員賛成と認め、第131号議案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第20. 報告第21号

○議長(牧野 真紀子君) 日程第20、報告第21号、新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(太田 達也君) 報告第21号、新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について、ご説明をいたします。

新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告に関する条例第2条の規定により、新宮町議会の議決事件に該当しない契約について議会に報告するものでございます。

1ページをお願いいたします。

1ページから5ページまで、それぞれ契約ごとの明細を掲載しております。

令和2年8月1日から令和2年10月31日までで、予定価格が130万円以上の工事または製造の請負契約に関するものは、一般会計で14件、特別会計で1件、水道事業会計、公共下水道事業会計で7件ございました。また、50万円以上の委託契約につきましては、一般会計で19件、特別会計はございませんでした。水道事業会計、公共下水道事業会計で2件ということでございます。

参考資料といたしまして、入札結果表を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長(牧野 真紀子君) 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 質問を終わります。

---

## 日程第21. 報告第22号

○議長(牧野 真紀子君) 日程第21、報告第22号、令和2年度定期監査の結果についてが提出されております。質問があれば、監査委員にお尋ねください。

12時になっておりますけれども、このまま会議を続けます。

横大路議員。

○議員(10番 横大路 政之君) ちょっと2点、お尋ねをしたいと思います。

指摘事項の1番目と4番目についてお尋ねをしたいと思いますんですが、まず1番目の実態に即していない条文について、改正を含め見直しを検討されたいというような指摘がされているんですが、どういうことなのか実例を示して、ご説明をいただければなというふうに思います。これが1点ですね。それからもう1点は、4番目被服貸与について、制度設計を検討されたいというような記載があるんですが、具体的にまたこれもどういう状況、ご指摘になって、こういう監査意見ということになったのかご説明をいただきたいというふうに思います。以上2点、お尋ねします。

○議長(牧野 真紀子君) 吉田監査委員。

○代表監査委員(吉田 雅文君) はい、お答えいたします。まず1点目の新宮町財務規則について

であります、ご存じのとおり新宮町の財務規則、平成28年4月1日に施行いたしまして、今年5年目になっておりますが、その間、その規則にのっとって、大半が事務処理をされておりますが、一部実態と財務規則等があっていない箇所があります。それで、この意見として今、示しているんでありますが、具体的に申しますと、昨年定期監査の意見書にも具体的には182条の公有財産の管理区分及び190条の財産の現況報告、220条の物品の現在高報告書の提出について、そのほかにも小さいこといろいろありますが、これについて現在、各課が事務処理されているのと規則が合致していないということを、今、ここで申し述べてるわけでありまして。それで、実態に合わせて規則を改正するのか、その規則をそのままにして、実態を規則のとおり運営するのかを申し上げているんですが、5年間これが実態と違いますので、一部改正してはどうかということを書いてあるわけでありまして。

2点目の被服貸与規定、これ読んで字のごとく帽子とか作業着とか靴とか、議員の皆さんにも町のほうから貸与されていると思うんですが、被服貸与規定について今現在、上下水道課の公営企業会計職員及び産業振興課の渡船職員に対する規程は、制定されております。しかし、一般会計を含む、その他の特別会計の職員については、この規定が今現在ありませんので、やはりその規定を制定して、被服を貸与する期間とか、対象職員とか、それを具体的に定めるべきではないかというふうなことを考えまして、ここで今、意見として述べさせていただいているところであります。以上です。

○議長(牧野 真紀子君) よろしいですか。はい、ほかにございませんか。はい、松井議員。

○議員(11番 松井 和行君) 今、2点、一応ご説明いただいたんですけど、ほかにあと2項目ありますけど、その分で補足説明ができるならよろしくお願いします。3番目が特に所管に移行した場合とか、スムーズにできるものかどうかということも、説明ができればお願いします。

○議長(牧野 真紀子君) 吉田監査委員。

○代表監査委員(吉田 雅文君) はい。普通財産の管理については行政財産の管理と同様、所管管理課への移行を検討されたいということでありまして。意見を申し上げておりますが、普通財産は、今現在、総務課長が総括するというふうになっています。総括っていか管理する。でも、実際、保育所用地とか、学校の先生たちの駐車場とか、学校の運動用地とか、公民館の貸付用地とか、そういうのが普通財産としてあります。それが全部総務課で、多分いろいろ聞いても把握できていないと思うんですよ。それで、逆に言えば運動場用地とかは学校教育課、先ほど言いました、ほかそれぞれ所管課で管理して、もし普通財産なら処分するとかすれば、総務課に引き継いで総務課で処理、処分してもらえばいいんじゃないかというふうに考えまして、実態を把握しているそれぞれの課が管理すべきじゃないかということで、意見を申し上げているところであります。以上です。

○議長(牧野 真紀子君) よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 質問を終わります。

---

#### 日程第22. 報告第23号

○議長(牧野 真紀子君) 日程第22、報告第23号、例月出納検査結果報告についてが提出されております。質問があれば監査委員にお尋ねください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) 質問を終わります。

---

○議長(牧野 真紀子君) お諮りいたします。本会議の会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第44条の規定により議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(牧野 真紀子君) ご異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字の整理訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

これをもちまして、本日の日程を終了し散会いたします。

お疲れさまでした。

午前12時06分散会

---